

議第142号

令和2年度高島市一般会計補正予算（第11号）案

令和2年度高島市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ305,607千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,479,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加および廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加、変更および廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月25日

高島市長 福井正明